

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会地域サロン事業助成金交付細則

令和4年3月16日
綾社協細則第2号

制 定 令和4年3月16日綾社協細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）生活支援体制整備事業運営規程（令和4年綾社協規程第1号）に規定する、高齢者の寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大等を目的とし、高齢者が地域で気軽に集える継続的な集いの場（以下「地域サロン事業」という。）を運営する団体に対し、予算の範囲内において、地域サロン事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域サロン事業の種類)

第2条 この細則に定める地域サロン事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域ふれあいサロン
- (2) 地域ランチサロン

(助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、第1条の趣旨を十分に認識し、地域福祉活動に積極的に取り組む住民による団体等（以下「助成対象団体」という。）とする。

(助成対象事業)

第4条 第2条第1号に規定する、地域ふれあいサロンは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域内のおおむね65歳以上の高齢者（以下、「高齢者」という。）が参加できること。
- (2) 開催回数は、月1回以上とすること。
- (3) 参加者数は、高齢者が毎回5人以上とすること。
- (4) 開催時間は、90分以上とすること。
- (5) 高齢者の閉じこもり防止を図り、要介護状態への進行を予防すること。
- (6) 参加者と助成対象団体が、個々の持つ力を発揮しながら、一体的な運営がで

きること。

(7) 高齢者と世代の異なる市民が気軽にふれあえる交流の場とすること。

(8) 生きがいを積極的に推進する運営方法とすること。

2 第2条第2号に規定する、地域ランチサロンは、前項の各号に加え、食事の提供又は食事作りを中心とした交流事業であることとし、助成対象団体において企画するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動を行う場合は、助成の対象としない。

(1) 趣味活動のみの活動又は老人クラブ等のグループが、当該グループ会員のみ
のために実施する活動

(2) 営利活動、宗教活動又は政治活動

(3) 助成対象団体のみを対象とした例会、総会、学習会、役員会等
(実施場所)

第5条 地域サロン事業の実施場所は、助成対象団体が地域サロン事業ごとに確保するものとし、自治会館、集会所又はこの事業の目的に理解のある民家等の施設で地域の高齢者等が集まりやすい場所とする。

2 地域ランチサロンについては、前項の規定のほか、調理をする場合は、衛生面を十分配慮出来る場所とする。

(参加費の徴収)

第6条 助成対象団体は、活動の自主運営及び活動の継続性を図るため、地域サロン事業に要する必要経費の一部を参加費として、参加者から徴収できるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成対象団体に交付する助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 地域ふれあいサロンについては、1か月6,000円とする。

(2) 地域ランチサロンについては、1回6,000円とし、1か月4回までを限度とする。

(助成金の申請(変更))

第8条 助成を希望する団体は、地域サロン事業助成金(変更)申請書(第1号様式)により申請するものとする。

2 地域サロン事業の内容を変更する場合は、同様に第1号様式にて変更申請を行

うものとする。

(交付決定(変更)通知書)

第9条 本会会長が前条の申請を受けたときは、地域サロン事業助成金(変更)交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 本会会長は、前条第2項の変更申請を受けたときは、第2号様式により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条より助成金の交付決定を受けた助成対象団体は、地域サロン事業助成金交付請求書(第3号様式)を本会会長に提出しなければならない。

(実績報告時期)

第11条 地域サロン事業の実績報告は、助成金の交付を受けた年度が終了した4月30日までに、地域サロン事業実績報告書(第4号様式)にて、本会会長あて報告するものとする。ただし、地域サロン事業が助成金の交付を受けた年度の途中で完了したときは、その完了日より30日以内とする。

(決定の取消し)

第12条 本会会長は、地域サロン事業について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 助成金に係る地域サロン事業の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は本会会長の指示に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 第9条の規定は、前項の規定による取消しをした場合に準用する。

(助成金の返還)

第13条 本会会長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(書類の整備等)

第14条 助成金の交付を受けた助成対象団体は、助成金の交付を受けた地域サロン事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、地域サロン事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(秘密保持)

第15条 助成対象団体は、地域サロン事業で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第16条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(綾瀬市地域サロン事業助成金交付要綱の廃止)

2 綾瀬市地域サロン事業助成金交付要綱（平成31年4月1日）は、廃止する。